

## 環境教育等促進法に基づく環境教育の推進

—独自の文化を活かした日本型環境教育の構築・展開— 50百万円(32百万円)

総合環境政策局環境経済課環境教育推進室

### 1. 事業の必要性・概要

環境教育等促進法（平成23年6月8日に改正された環境保全活動・環境教育推進法をいう。）への対応を図るとともに、「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」の取りまとめにおいて示されている、独自の文化を活かした日本型環境教育の構築、展開及び発信を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

#### （1）環境教育等促進法関係経費 21百万円（5百万円）

環境教育等促進法の施行に必要な下記の業務を実施。

- ①民間団体が行う環境教育等人材育成、人材認定、教材開発、協働取組ファシリテーターの認定等の事業について、審査の上登録を行うと共に必要な情報提供等を行う。
- ②法律の基本方針の策定及び、環境教育等の総合的、効果的な推進を図るための連絡調整を目的として、環境教育等推進会議、環境教育等推進専門家会議、意見交換会、地方自治体担当者会議の開催を行う。
- ③法律の施行に係る情報を入手するため、地域における環境教育の実施に係る状況、自然体験学習の場になりうる設備に関する情報、我が国における中間支援法人の活動状況、自治体などと民間団体間の協働取組の実施状況に関する調査を行い、その結果を整理・分析する。

#### （2）教職員・環境活動リーダー養成研修事業（新規）7百万円（0）

文部科学省と連携し、教職員及び地域の環境活動リーダーと一緒に環境教育に関する研修を受講し、研修後も環境活動リーダーが地域の学校を支援することにより、協働して環境教育を進める枠組みを構築。研修後の現場での実践について修了者からの報告を受け、個々の現場に応じたより実践的な研修になるよう体系化を図る。

#### （3）環境教育・環境学習データベース総合整備事業 22百万円（27百万円）

文部科学省と連携し、教員等の環境教育・学習を指導する者や学ぼうとする者に対し関連する情報、資料等を提供するデータベースについて、教員、企業、家庭などユーザーの属性に応じ情報を再整理し、一層わかりやすく使いやすいものとなるよう改良するとともに、優良事例や自治体等の環境教育情報などコンテンツの発信を強化。

### 3. 施策の効果

環境教育等促進法及び「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」の取りまとめを踏まえ、我が国における環境教育を更に強化し、持続可能な社会のあり方について自ら考え、他者と対話し、行動出来る“人”を育てることを通じて、持続可能な社会の実現を図る。

# 環境教育等促進法に基づく環境教育の推進

## — 独自の文化を活かした日本型環境教育の構築・展開 —

「環境教育等促進法」の成立、「今後の環境教育・普及啓発の在り方を考える検討チーム」の取りまとめ



環境教育等促進法  
関係経費

- ・環境教育等人材育成や協働取組ファシリテーター認定等の事業の登録、情報提供
- ・環境教育等の総合的、効果的な推進を図るための各種会議の開催
- ・地域における環境教育の実施に係る状況等、必要情報の調査・分析



教職員・環境活動リーダー  
養成研修事業

- ・全国7地域において、教職員・環境活動リーダーに対する研修による人材育成
- ・研修を修了した環境活動リーダー等が環境教育を実践する際の問題点などについて報告を受け、研修制度の自己点検を行う。



環境教育・環境学習  
データベース総合整備事業

- ・学校や企業、地域、家庭において環境教育・環境学習を行おうとする者に対して関連する情報、資料、教材などを提供するデータベースを構築
- ・自治体による環境教育・環境学習に関する情報を掲載できるようにする。



環境教育を促進し、持続可能な社会の在り方について自ら考え、行動できる人を育てることを通じて、持続可能な社会の実現を図る。